

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第30号

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例

四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第60条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第60条の4まで及び附則第74条第1項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第60条の4においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第64条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第74条第1項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対す</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第60条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第60条の4まで及び附則第74条第1項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第60条の4においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第64条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。附則第74条第1項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料</p>

る地域手当の月額合計額(育児短時間勤務職員にあっては、第6条の4の規定の適用を受けないものとした場合の給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額)とする。

5及び6 (略)

(期末手当の支給制限)

第60条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)及び(4) (略)

(勤勉手当)

第60条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第74条第1項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の前年の4月1日以後で規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給す

及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額(育児短時間勤務職員にあっては、第6条の4の規定の適用を受けないものとした場合の給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額)とする。

5及び6 (略)

(期末手当の支給制限)

第60条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)及び(4) (略)

(勤勉手当)

第60条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第74条第1項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の前年の4月1日以後で規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給す

る。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第74条第1項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3から5まで (略)

(休職者の給与)

第64条 (略)

2から6まで (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内

る。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第74条第1項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3から5まで (略)

(休職者の給与)

第64条 (略)

2から6まで (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第

で第60条の2第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日にそれぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第64条の4 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する給与の種類及び基準については、その職務の性質等を考慮して、この条例によらず別に条例で定める。

60条の2第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

(非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員の給与)

第64条の4 非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員に対する給与については、予算の範囲内でその職務の性質等を考慮して、この条例によらず別に任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第64条の4の改正は、令和2年4月1日から施行する。

(総務部人事課)